

別添 3.

外地財産補償事件の概要 (米倉清三郎等の訴訟)

本件は、昭和37年以来 京都地裁に係属中の
もの（原告 米倉清三郎外10名 被告 国）で、
原告の訴旨は、被告国は、旧朝鮮において所有していた原告
の私有財産に対する権利も平和条約第4条b項によつて
放棄したが、右は公用収用にあつたから憲法第29条
第3項によつて、これに対する補償を求めるというにある。
北朝鮮におけるソ連軍の財産没収につき、本件
の如き釈明要求がなされる背景には、次の如き原告の

主張がある。

「(対日平和条約) 第4条(b)項の米軍司令官の

朝鮮に於て行なつた没収は戦時中の占領軍の行為と見做す。

条約陸戦法規に違反する疑いあることを除去する為の形式的な

規定は過ぎないもので、実質的には日本が平和宣言を受諾し降伏

文書に調印しての趣旨に於て占領軍たる連合国の米軍西軍

司令官の爲しに没収行為は日本国の承認の下に於て行

はれたものとして有効なるものであつて平和条約の締結により

法律上日本国に於て有効に確認せられたものと言はるべき

であるものである。以上の趣旨に於ては、南北朝鮮軍と

区別を設ける必要はないことになる。